

学校法人共愛学園役員等報酬規程

(1978 年 3 月 27 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人共愛学園の理事長、理事、監事ならびに評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第 2 条 役員の報酬の支給日は、毎月 21 日とし、その日が休日に当たるときは前日とする。

2 評議員の報酬の支給日は、評議員会開催当日とする。

3 前項にかかわらず評議員会欠席者の報酬は支給しない。

(報酬月額)

第 3 条 役員の報酬月額は次のとおりとする。ただし、指定職（理事長、学園長、大学学長、中学・高校校長、法人事務局長）及び常勤監事については、別に定める指定職等給与規程による。（報酬月額）

(1) 理 事 高等学校教育職初任給 $\times 2.5/12$ を基準とし、理事会において定めた額

(2) 監 事 高等学校教育職初任給 $\times 4/12$ を基準とし、理事会において定めた額

2 前項に定める号俸の月額は、給与規程第 4 条第 1 項第 2 号に定める給料表を準用する。

3 評議員の報酬は評議員会参加 1 回につき 5,000 円（手取り額）とする。

(賞与)

第 4 条 役員の賞与については、給与規程第 9 条の定めるところによる。

(退職慰労金)

第 5 条 役員が退任又は在任中死亡したときは、退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金は、就任した日の属する月から退任した日の属する月までの各月に、次の第 3 項の単価を乗じた額とする。

3 単価の算出は、次のとおりとする。

(1) 理事長 高等学校教育職初任給 $\times 2.0/50$

(2) 理 事 高等学校教育職初任給 $\times 1.5/50$

(3) 監 事 高等学校教育職初任給 $\times 1.5/50$

4 前項第 1 号において、常勤 の場合は、単価の算出は次のとおりとする。

(1) 理事長 高等学校教育職初任給 $\times 2.0/35$

5 前項第 3 号において、常勤の場合は、単価の算出は次のとおりとする。

(1) 監事 高等学校教育職初任給 $\times 1.5/35$

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において決定する。

附 則

この規程は、1978年4月1日から施行する。

この規程は、1985年12月1日から施行する。

この規程は、1988年4月1日から施行する。

この規程は、2000年1月21日から施行する。

この規程は、2000年3月21日から施行する。

この規程は、2004年4月1日から施行する。

この規程は、2005年4月1日から施行する。

この規程は、2006年4月1日から施行する。

この規程は、2014年4月1日から施行する。

この規程は、2014年4月18日から施行する。

この規程は、2018年7月27日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。

この規程は、2026年4月1日から施行する。